

提供を受けることができる登記情報

登記情報提供サービスは、登記所が保有する不動産や会社・法人の登記情報を、インターネットを利用して、利用される方が自宅や事務所等のパソコンで確認できる有料サービスです。

当サービスの登記情報は、登記官による認証がないため法的証明力はありませんが、登記所で交付される不動産（土地・建物）の全部事項証明書、不動産の登記事項のうち、現在の所有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が2人以上いる場合は所有者ごとの持分に関する情報、地図・図面の写し、商業・法人の履歴事項全部証明書及び動産又は債権の譲渡に係る概要記録事項証明書と同等の情報を提供しています。

【不動産登記情報（全部事項 / 所有者事項）】

不動産請求の「全部事項」情報は、当該不動産の登記事項の全部に関する情報の提供を受けることができます。また、共同担保目録及び信託目録のそれぞれについて、「全部」又は「現在目録」を利用される方が選択して、不動産登記情報（全部事項）とともに提供を受けることができます。

なお、管轄する登記所の登記事務が、コンピュータ処理に移行された後に閉鎖された登記記録の情報も提供を受けることができます。

【見本】不動産請求「全部事項」情報

2013/05/01 08:40 現在の情報です。			
表題部 (土地の表示)	調製	余白	不動産番号 △△△△△△△△△△△△△△
地図番号	余白	筆界特定	余白
所在	△△△△区□□□一丁目		余白
①地番	②地目	③地積	原因及びその日付〔登記の日付〕
1番2	宅地	300:00 :	1番から分筆 〔平成20年10月14日〕
所有者	△△△△区□□□一丁目1番1号 民事記子		
権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第△△△号	所有者 △△△△区□□□一丁目1番1号 民事記子
2	所有権移転	平成20年10月27日 第△△△号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法務太郎
権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第△△△号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・6%（年365日日割計算） 損害金 年14・5%（年365日日割計算） 債務者 △△△△区□□□一丁目1番2号 法務太郎 抵当権者 △△△△区□□□一丁目1番6号 株式会社○○銀行
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。			

不動産請求の「所有者事項」情報は、当該不動産の登記事項のうち、現在の所有者の氏名又は名称及び住所並びに所有者が2人以上いる場合は所有者ごとの持分に関する情報の提供を受けることができます。

なお、登記所で交付を受けることができる「登記事項要約書」とは異なります。

また、「所有者事項」情報請求では、共同担保目録及び信託目録を請求することはできません。

【見本】不動産請求「所有者事項」情報

2015/04/01 08:40 現在の情報です。		
東京都△△△△区□□□一丁目1-2		所有者一覧表 (土地)
共 有 者		
住 所	持 分	氏 名
△△△△区□□□一丁目1番2号	30分の25	法務記子
△△△△区□□□一丁目1番2号	30分の5	法務太郎

【地図情報】

地図請求は「地図又は地図に準ずる図面」の提供を受けることができます。

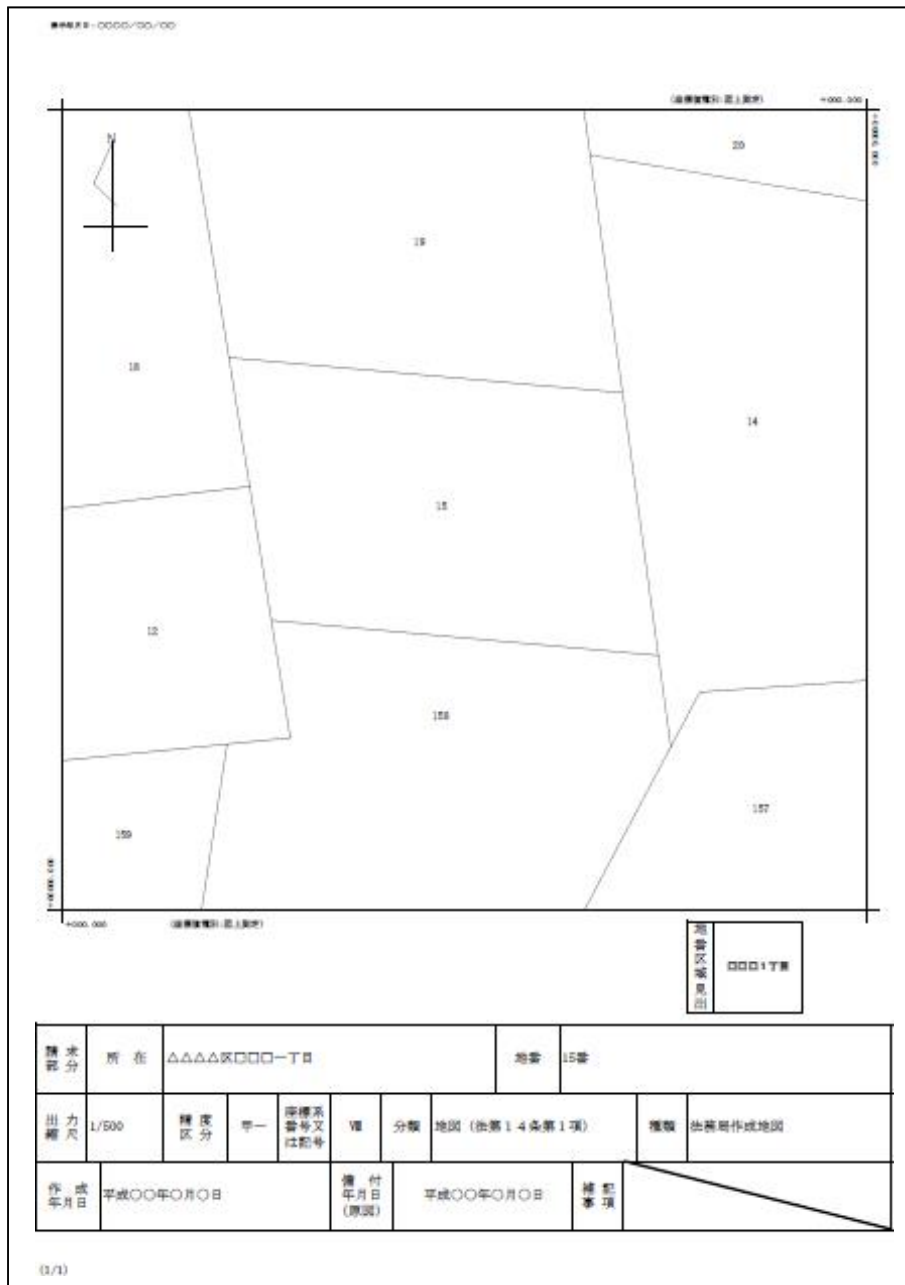
「地図又は地図に準ずる図面」情報とは、不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面（いわゆる公図）の情報です。

当サービスで地図を請求した場合、請求した土地を含む（請求した土地を中心に）周囲の土地の情報を取得することができます。

ただし、大字が異なって隣接する地図に準ずる図面等、「地図情報」によっては、請求の際に指定した所在以外の所在（別の字）部分は表示されない場合があります。

土地の形や面積によっては、1筆の土地が複数枚の地図に分かれている場合があります。この場合でも請求は1件であり、一つのPDFファイルで取得することができます。

[見本] 地図請求「地図」情報



【図面情報】

図面請求の情報とは、以下の情報です。

[土地所在図／地積測量図]

土地所在図 1筆の土地の所在を明らかにする図面です。

地積測量図 1筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面です。

[地役権図面]

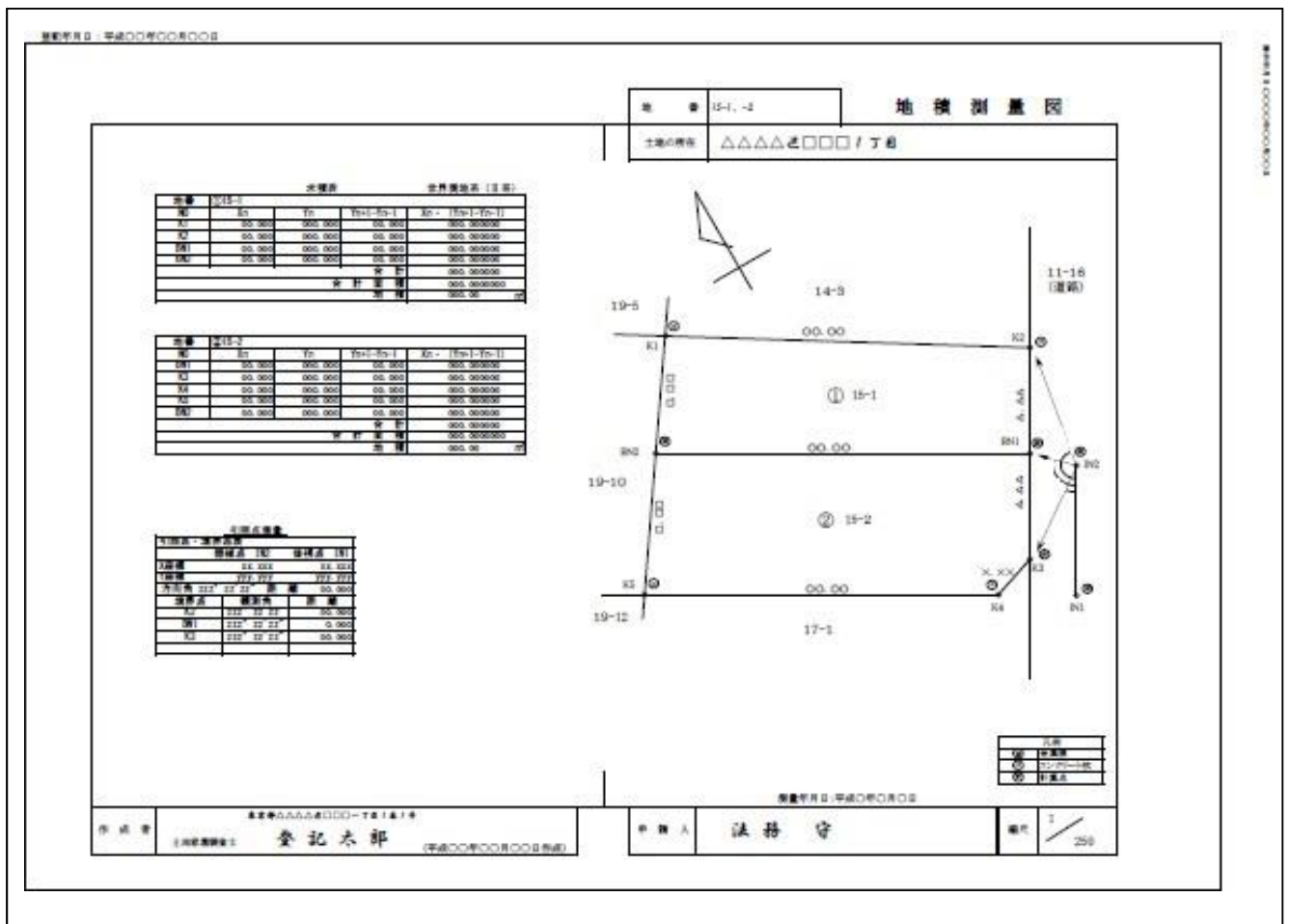
地役権図面 地役権（特定の土地（要役地）の便益のため他人の土地（承役地）を利用等することができる権利）の設定の範囲が承役地の一部である場合に、当該地役権の設定の範囲を明らかにする図面です。

[建物図面／各階平面図]

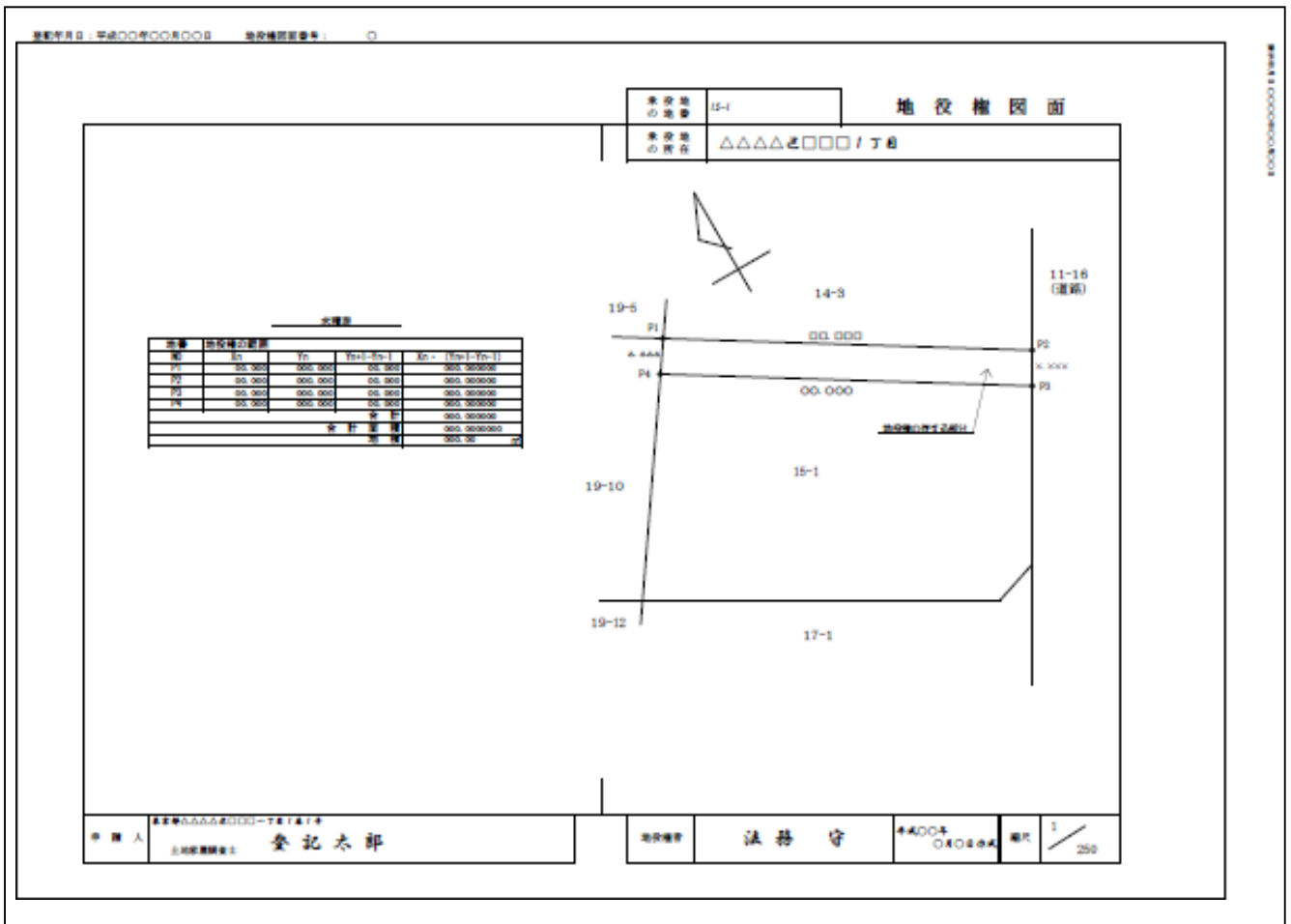
建物図面 1個の建物の位置を明らかにする図面です。

各階平面図 1個の建物の各階ごとの平面の形状を明らかにする図面です。

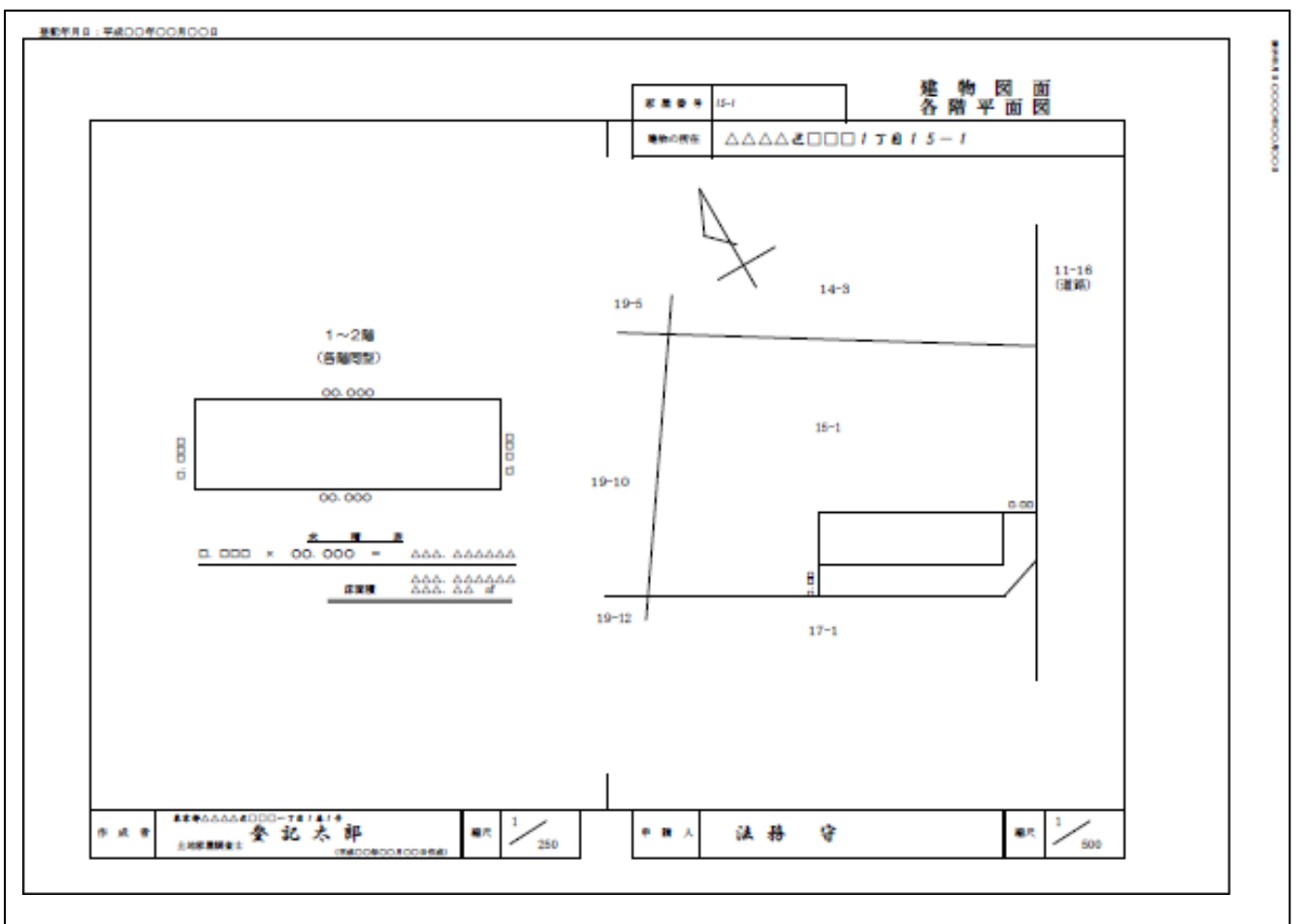
[見本] 図面請求「土地所在図／地積測量図」情報



[見本] 図面請求「地役権図面」情報



[見本] 図面請求「建物図面／各階平面図」情報



なお、例えば1筆の土地について複数回の分筆が行われている場合など、一つの物件に複数の図面情報が存在することがあります。このような場合の図面情報は、図面が作成された登記事件（事件 ID）ごとに管理されているため、それぞれの登記事件（事件 ID）単位で請求する図面情報を特定していただく必要があります。また、図面は、同時に多数の土地に分筆された場合等一つの登記事件について複数枚に分かれている場合があります。

このように一つの登記事件について図面が複数枚に分かれた場合でも、請求は1件となりますので、複数枚の情報を一つの PDF ファイルでパソコンに表示・保存することができます。

地図及び各種図面情報は、A3サイズを標準として提供されます。

印刷する際に、プリンターの設定により、印刷サイズが変更される場合がありますので、プリンターの設定を確認した上で印刷してください。

[プリンターの設定]

- 1 サイズオプションは「実際のサイズ」を選択
- 2 「PDFのサイズに合わせて用紙を選択」にチェックを付ける

※ A3用紙で印刷した場合の地図の表示枠は、システム上縦 252.0mm，横 250.0mm（交点の中心点間の距離）と定義されています。

また、図面情報の表示枠は、システム上縦 257.0mm，横 364.0mm と定義されています。

【商業・法人登記情報】

商業・法人請求は、現に効力を有する情報のほか、請求する日の3年前の日の属する年の1月1日から請求の日までの間に抹消された情報を受けることができます。

また、管轄する登記所の登記事務が、コンピュータ処理に移行された後に登記簿全体が閉鎖された商業登記簿の情報も提供を受けることができます。

[見本] 商業・法人登記情報

2015/10/05 08:40 現在の情報です。		
東京都△△△△区□□□一丁目1番15号 株式会社○○機器		
会社法人等番号	△△△△-△△-△△△△△△	
商号	株式会社○○機器	
本店	東京都△△△△区□□□一丁目1番15号	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成23年6月30日	
目的	1. 電子機器の部品製造 2. 電子機器の販売	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡することができない	
役員に関する事項	取締役 登記一郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	取締役 登記二郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	取締役 登記三郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都△△△△区□□□一丁目34番1号 代表取締役 登記一郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
	東京都△△△△区□□□一丁目34番1号 代表取締役 登記二郎	平成〇〇年〇〇月〇〇日就任 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
登記記録に関する事項	設立 平成23年 6月30日登記	
*下線のあるものは抹消事項であることを示す。		

【動産譲渡登記事項概要ファイル情報／債権譲渡登記事項概要ファイル情報】

動産譲渡登記事項概要ファイル情報及び債権譲渡登記事項概要ファイル情報請求では、「現在事項」又は「閉鎖事項」のどちらか又は両方を選択して請求してください。

動産譲渡登記事項概要ファイル情報及び債権譲渡登記事項概要ファイル情報請求について、提供を受けることができる情報は、以下のとおりです。

- ① 譲渡人の商号又は名称
- ② 譲渡人の本店又は主たる事務所
- ③ 譲受人の氏名及び住所（譲受人が法人の場合、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）
- ④ 登記番号
- ⑤ 登記年月日

なお、請求した事項の記録がない場合でも、その旨の情報が提供されます。

[見本]「動産譲渡登記事項概要ファイル(現在事項)」情報

2013/05/01 08:40 現在の情報です。	
東京都△△△△区□□□一丁目34番1号 ○○建設株式会社 会社法人等番号 △△△△-△△-△△△△△△	
商号	○○建設株式会社
本店	東京都△△△△区□□□一丁目34番1号
動産譲渡	第2012-101△△△号動産譲渡 登記の年月日 平成24年3月1日 譲受人 東京都△△△△区□□□一丁目1番15号 東京○○株式会社
	平成24年 3月 2日登記
*下線のあるものは抹消事項であることを示す。	

[見本]「債権譲渡登記事項概要ファイル(現在事項)の請求した事項の記録がない」情報

2013/05/01 08:40 現在の情報です。	
請求のあった会社法人の債権譲渡登記事項概要ファイルに現に効力を有する登記事項は、現在、記録されていません。	
【請求のあった会社法人】 東京都△△△△区□□□一丁目34番1号 ○○建設株式会社 会社法人等番号 △△△△-△△-△△△△△△	

【サービス対象外】

当サービスでは、以下の情報を提供することができません。

- ① 不動産の全部事項・所有者事項の請求のうち、請求に係る情報量が1メガバイトを超える登記情報
- ② 地図及び各種図面情報のうち、請求に係る情報量が3メガバイトを超えるもの及び100登記以上のもの又は表示画面が50ページを超えるもの
- ③ 商業・法人請求のうち、請求に係る情報量が3メガバイトを超える登記情報
- ④ 動産譲渡登記事項概要ファイル請求及び債権譲渡登記事項概要ファイル請求のうち、請求に係る情報量が3メガバイトを超える登記情報

【照会番号】

行政機関等（※）にオンライン等で申請を行う際に、一部の手続で証明書の代わりに添付することが認められている「照会番号」を、当サービスから取得することができます。

照会番号は、登記情報を請求する際に、必要通数を指定して請求を行います。請求した登記情報PDFファイルを表示すると、登記情報とともに「発行年月日」、「照会番号（10桁の数字）」及び有効期間が100日間である旨が表示されます（申請を受け付けた行政機関等は、この照会番号により当サービス上で登記情報の確認を行います。）。

なお、照会番号が添付書類として認められるかどうかについては、事前に申請先の行政機関等にお問い合わせください。

※ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第2号に規定する行政機関等

名称	不動産登記情報(全部事項)
内容	コンピュータ化された不動産登記簿に記録された事項の全部 利用される方の選択により、①共同担保目録、②信託目録のいずれか又は両方を付加して請求することができます(付加しても、請求料金に変更ありません。) ① 共同担保目録の「全部」又は「現在効力を有している事項のみ」から、いずれかを選択します。 ② 信託目録の「全部」又は「現在効力を有している目録のみ」から、いずれかを選択します。
注意点	閉鎖された登記記録の情報も提供を受けることができますが、管轄する登記所の登記事務が、コンピュータ処理に移行された後(コンピュータ化後)に閉鎖された登記記録の情報に限られます。コンピュータ化前に閉鎖された登記簿の確認は管轄登記所にお問い合わせください。
サービス対象外	請求に係る情報量が1メガバイトを超えるもの
照会番号	照会番号を付加して請求することができますが、「不動産番号」による請求の場合は、付加することができません。

名称	不動産登記情報(所有者事項)
内容	当該不動産の所在及び地番又は家屋番号, 所有者(現在の登記名義人)の氏名(又は名称), 住所, 所有者が2人以上いる場合は所有者ごとの持分に関する情報
注意点	登記所で交付を受けることができる「登記事項要約書」とは異なります。
サービス対象外	請求に係る情報量が1メガバイトを超えるもの
照会番号	照会番号を付加して請求することができますが, 「不動産番号」による請求の場合は, 付加することができません。

名称	地図情報
内容	地図又は地図に準ずる図面 不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面(いわゆる公図)の情報
サービス対象外	<ul style="list-style-type: none"> 請求に係る情報量が3メガバイトを超えるもの 無数の凝縮された点(汚点を含む)により, 情報量が3メガバイトを超えることがあります。 ファイルに記録されている情報のうち, 請求に係る図面に関する登記の数が100以上のもの 例えば, 地積測量図を請求する場合, 請求に係る地積測量図の地番について100回(登記申請事件)以上の分筆登記がされているもの。 請求に係る一事件に関する図面につき, これを表示すべき画面が50ページを超えるもの 閉鎖されたもの
照会番号	照会番号を付加して請求することができます。

名称	図面情報
内容	<p>① 土地所在図/地積測量図</p> <p>土地所在図; 1筆の土地の所在を明らかにする図面 地積測量図; 1筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面</p> <p>② 地役権図面</p> <p>地役権(特定の土地(要役地)の便益のため他人の土地(承役地)を利用等することができる権利)の設定の範囲が承役地の一部である場合に, 当該地役権の設定の範囲を明らかにする図面</p> <p>③ 建物図面/各階平面図</p> <p>建物図面 ; 1 個の建物の位置を明らかにする図面 各階平面図; 1個の建物の各階ごとの平面の形状を明らかにする図面</p>
サービス対象外	<ul style="list-style-type: none"> 請求に係る情報量が3メガバイトを超えるもの 無数の凝縮された点(汚点を含む)により, 情報量が3メガバイトを超えることがあります。 ファイルに記録されている情報のうち, 請求に係る図面に関する登記の数が100以上のもの 例えば, 地積測量図を請求する場合, 請求に係る地積測量図の地番について100回(登記申請事件)以上の分筆登記がされているもの。 請求に係る一事件に関する図面につき, これを表示すべき画面が50ページを超えるもの 閉鎖されたもの
照会番号	図面情報の照会番号は提供していません。

名称	商業・法人登記情報
内容	<p>コンピュータ化された商業登記簿、法人の登記簿、投資事業有限責任組合契約登記簿、有限責任事業組合契約登記簿、限定責任信託登記簿に記録された事項の全部</p> <p>現に効力を有する情報のほか、請求する日の3年前の日の属する年の1月1日から請求の日までの間に抹消された情報を提供しています。</p> <p>上記期間以前に抹消され、閉鎖された事項の証明書(「閉鎖事項証明書」)の情報は提供していません。</p>
注意点	<p>閉鎖された商業登記簿の情報についても提供を受けることができますが、管轄する登記所の登記事務が、コンピュータ処理に移行された後(コンピュータ化後)に登記簿全体が閉鎖された場合に限り限られます。</p> <p>コンピュータ化前に閉鎖された登記簿の確認は、管轄登記所にお問い合わせ願います。</p>
サービス対象外	会社、法人等についての登記記録に係る情報量が3メガバイトを超える場合
照会番号	照会番号を付加して請求することができます。

名称	動産譲渡登記事項概要ファイル情報 / 債権譲渡登記事項概要ファイル情報
内容	<p>「概要記録事項証明書」に相当する情報です。</p> <p>動産譲渡登記ファイルに記録された全部(「登記事項証明書」)、及び動産譲渡登記ファイルに記録された全部から譲渡に係る動産を特定するために必要な事項を除いたもの(「登記事項概要証明書」)の情報は提供を受けることができません。</p> <p>なお、提供を受けることができる情報は、以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 譲渡人の商号又は名称 ② 譲渡人の本店又は主たる事務所 ③ 譲受人の氏名及び住所(譲受人が法人の場合、商号又は名称及び本店又は主たる事務所) ④ 登記番号 ⑤ 登記年月日 <p>目的とする会社・法人を検索し、次に「現在事項」、「閉鎖事項」のいずれか又は両方を選択して請求することになります。</p> <p>該当するファイルが存在しない場合、現在事項又は閉鎖事項がない旨の情報(いわゆる「ないこと証明」)が提供され、課金されます。</p> <p>閉鎖された会社・法人を選択して、「現在事項」の請求をすると、「ないこと証明」を請求することになり、課金されますのでご注意ください。</p>
サービス対象外	会社、法人等についての登記記録に係る情報量が3メガバイトを超える場合
照会番号	照会番号を付加して請求することができます。